

第一条中第六号の九を第六号の十一とし、第六号の三から第六号の八までを二号ずつ繰り下げ、第六号の二を第六号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

(106) 二・三・五・六—テトラフルオロ—四—(メトキシメチル)ベンジルⅡ(Z)—(一R・三

R) — 三 — (二) シアノプロバ — エニル — 二・二 — ジメチルシクロプロパンカルボキ
 ラート、二・三・五・六 — テトラフルオロ — (メトキシメチル) ベンジル II (E) — (二
 R・三R) — 三 — (二) シアノプロバ — エニル — 二・二 — ジメチルシクロプロパンカル
 ボキシラート、二・三・五・六 — テトラフルオロ — (メトキシメチル) ベンジル II (Z) —
 (一S・三S) — 三 — (二) シアノプロバ — エニル — 二・二 — ジメチルシクロプロパン
 カルボキシラート、二・三・五・六 — テトラフルオロ — (メトキシメチル) ベンジル II (E
 Z) — (一RS・三SR) — 三 — (二) シアノプロバ — エニル — 二・二 — ジメチルシク
 ロプロパンカルボキシラート及び二・三・五・六 — テトラフルオロ — (メトキシメチル)
 ベンジル II (E) — (一S・三S) — 三 — (二) シアノプロバ — エニル — 二・二 — ジメ
 チルシクロプロパンカルボキシラートの混合物 (二・三・五・六 — テトラフルオロ — (メ
 トキシメチル) ベンジル II (Z) — (一R・三R) — 三 — (二) シアノプロバ — エニル —
 二・二 — ジメチルシクロプロパンカルボキシラート八〇・九%以上を含有し、二・三・五・
 六 — テトラフルオロ — (メトキシメチル) ベンジル II (E) — (一R・三R) — 三 — (二)
 シアノプロバ — エニル — 二・二 — ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一〇%以下
 を含有し、二・三・五・六 — テトラフルオロ — (メトキシメチル) ベンジル II (Z) — (二
 S・三S) — 三 — (二) シアノプロバ — エニル — 二・二 — ジメチルシクロプロパンカル
 ボキシラート二%以下を含有し、二・三・五・六 — テトラフルオロ — (メトキシメチル)
 ベンジル II (EZ) — (一RS・三SR) — 三 — (二) シアノプロバ — エニル — 二・二 —
 ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一%以下を含有し、かつ、二・三・五・六 — テトラ
 フルオロ — (メトキシメチル) ベンジル II (E) — (一S・三S) — 三 — (二) シアノプ
 ロバ — エニル — 二・二 — ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一〇・二%以下を含有
 するものに限る。並びにこれを含有する製剤

第二条第一項中第三十三号の二を第三十三号の三とし、第三十三号の次に次の一号を加える。
三十三の二　　二（ジエチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二（ジエチルアミノ）エタノール〇・七％以下を含有するものを除く。

附則

１ この政令は、平成二十五年七月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の二、第六号の四、第十九号の三及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十五年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百九号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年七月一日とする。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、同法附則第九十八條及び第九十九條、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十四條の三第一項並びに附則第九條の四の二第一項から第三項まで、第九條の四の三第一項及び第五項、第九條の四の四並びに第九條の四の六第一項及び第二項並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百六條の規定に基づき、この政令を制定する。

(国民年金法施行令の一部改正)

第一条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「第十二条第一項から第三項まで」を「第十二条第五項から第八項まで」に改め、「合算した数」の下に「から当該年度において法附則第九條の四の二第一項に規定する不整合期間となつた期間の総月数を減じた数」を加える。

第十四條の五の次に次の八條を加える。

（法附則第九條の四の二第二項の政令で定める期間）

第十四條の六 法附則第九條の四の二第二項に規定する政令で定める期間は、次のとおりとする。

一 法附則第七條の三第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間

二 平成六年改正法附則第十條第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間

三 平成十六年改正法附則第二十一條第二項の規定により保険料納付済期間に算入された期間

（法附則第九條の四の二第二項の政令で定める期間）

第十四條の七 法附則第九條の四の二第二項に規定する政令で定める法令は、次に掲げる法律及びこれに基づき又はこれを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）とする。

一 法

二 厚生年金保険法

三 国家公務員共済組合法

四 地方公務員等共済組合法

五 私立学校教職員共済法

六 平成十三年統合法（平成十三年統合法の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二條第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。）を含む。第十四條の十一第六号、第十四條の十二第二項第六号及び第十四條の十三第二項第六号において同じ。）

七 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号。以下「協定実施特例法」という。）

（法附則第九條の四の二第三項の政令で定める規定）

第十四條の八 法附則第九條の四の二第三項に規定する政令で定める規定は、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第二條第一項とする。

（法附則第九條の四の三第一項の政令で定める額）

第十四條の九 法附則第九條の四の三第一項に規定する政令で定める額は、同項の規定により同項に規定する特定保険料（以下「特定保険料」という。）を納付する月（以下この項において「納付対象月」という。）が次の表の上欄に掲げる年度に属する場合において、当該納付対象月に係る保険料に相当する額に、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。）とする。

平成十七年度	〇・〇八二
平成十八年度	〇・〇六四
平成十九年度	〇・〇四八
平成二十年度	〇・〇三三
平成二十一年度	〇・〇二一
平成二十二年度	〇・〇〇九